

広島中央エコパーク整備事業
(高効率ごみ発電施設建設・運営)

リスク管理方針書

平成 28 年 4 月

広島中央環境衛生組合

1. リスク管理方針書の目的

広島中央環境衛生組合（以下「組合」という。）は、広島中央エコパーク整備事業として「高効率ごみ発電施設」及び「汚泥再生処理センター」の整備を予定しており、このうち、「高効率ごみ発電施設の建設・運営（以下「本事業」という。）」を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI法」という。）に準じて、DBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

この事業を効率的かつ円滑に進めるためには、多種多様なリスクを組合と民間事業者で適正に分担することが必要である。

リスク管理方針書は、本事業の実施に関するリスクを抽出し、「リスクを管理できるものが当該リスクを分担する」という考え方のもとで、事業の実施に際して、発生する可能性のあるリスクの抽出、組合と民間事業者のリスク分担の考え方や対応策を検討することにより、リスクが顕在化した場合でも影響を最小限に留める仕組みを構築すること及びリスク管理を徹底し、事業の安定性・安全性の担保に資することを目的とする。

2. 事業リスクに係るリスク抽出シートの位置付け

「事業リスクに係るリスク抽出シート」に示すリスク内容は、平成 28 年 4 月に公表した広島中央エコパーク整備事業（高効率ごみ発電施設建設・運営）入札説明書に示している「参考資料②事業に係るリスク分担」のリスクを細分化したものである。

「事業リスクに係るリスク抽出シート」は、当該リスクに対する契約などの当事者、契約等に含む内容、契約書等での適用箇所等を参考として示すものである。

3. リスク対応の考え方

リスク対応としては、大きく「①違約金を請求する」、「②損害賠償を請求する」、「③当該費用を負担する」の考え方がある。

組合及び事業者それぞれにおいて、大きな過失があると想定されるものは、「①違約金を請求する」、「②損害賠償を請求する」との考え方となる。

(1) 違約金を請求する事項

- ・事業者の都合による契約未締結（独占禁止法、暴力団排除関連を含む）
 - ・事業者の債務不履行（事業中止となる場合）
 - ・事業者の設計ミス等（事業中止となる場合）
- など

(2) 損害賠償を請求する事項（ペナルティによる減額を含む）

- ・組合の都合による契約未締結、事業内容変更
 - ・組合の債務不履行（事業中止となる場合）
 - ・許認可未取得
 - ・工事遅延
 - ・性能未達成（計画発電量の未達成等を含む）
- など

(3) 当該費用を負担する事項

- ・法令変更、税制変更等
 - ・物価変動
 - ・不可抗力、住民対応、第三者賠償
 - ・工事費、運営費増大
 - ・ごみ量・ごみ質の変動、搬入禁止物の混入
 - ・施設破損
- など

事業リスクに係るリスク抽出シート

(○は主たるリスク、△は従たるリスクを示)

項目	No.	リスクの内容			組合	事業者				組合が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するものを担保する方法(組合での対応策)	対象となる契約等	契約などの当事者	契約等を含む内容	適用箇所	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項	想定される事業推進への影響	発生する経費		建設請負	運営	残渣等運搬	資源化等処理								
1. 共通																	
契約	1	組合の責による場合	組合の政策方針の転換、財政破綻による支援や債務の不履行等が発生した場合 組合等が策定した計画の策定、変更、か しにより事業に影響があった場合	事業の中止、事業の再構築	既存施設の延命費、事業再構築に係る経 費、事業者の実行済み業務費	○					事業者の実行済み費用(損 害)の負担		基本協定書	組合、 出資者、 非出資者	■ 組合の協定違反による損害賠償の支払い	第10条第2項	
	2		入札書類の誤りや不備により、事業契約 の締結が遅延した場合	事業開始の遅延等	既存施設の延命費、事業再構築に係る経 費、事業者の業務費(増加分)	○					事業者の遅延等に伴う費用 (損害)等を負担		基本協定書	組合、 出資者、 非出資者	■ 組合の協定違反による損害賠償の支払い	第10条第2項	
	3	事業者の責による場合	出資者(代表企業含む)又は非出資者 が、資格審査合格後、事業提案書提出前 に入札参加資格を喪失した場合				-	-	-	-				入札説明書	組合、 出資者、 非出資者	■ 入札参加資格の再審査(当該者は除外) ⇒組合が認めた場合に限り参画可能	P15 III-3-(4)
	4		出資者(代表企業含む)又は非出資者 が、資格審査合格し、事業提案書提出 後、落札者選定前に入札参加資格を喪失 した場合				-	-	-	-				入札説明書	組合、 出資者、 非出資者	■ 代表企業の場合 ⇒入札参加資格を取り消し ■ 代表企業以外の場合 ⇒入札参加資格の再審査(当該者は除外) ⇒組合が認めた場合に限り参画可能	P15 III-3-(4)
	5		出資者(代表企業含む)又は非出資者 が、落札者選定後、事業契約の締結まで に入札参加資格を喪失した場合				-	-	-	-				入札説明書	組合、 出資者、 非出資者	■ 契約締結の可否を組合が判断	P15 III-3-(4)
	6		基本協定の締結後、事業契約の締結まで に入札参加資格を喪失した場合(独占禁 止法、刑法、暴力団排除関連)	事業開始の遅延等	既存施設の延命費、事業者の再選定及び 再契約に係る経費		○	○	○	○		組合に生じた損害の負担	連帯責任による違約金・ 損害賠償の支払いを規定	基本協定書	組合、 出資者、 非出資者	■ 事業者の法令違反による違約金の支払い ■ 損害賠償の支払い ■ 事業者の連帯責任を規定	第6条 第7条
	7		基本協定の締結後、事業者の自らの都合 により事業契約を締結しない場合	事業開始の遅延等	既存施設の延命費、事業者の再選定及び 再契約に係る経費		○	○	○	○		組合に生じた損害の負担	連帯責任による違約金・ 損害賠償の支払いを規定	基本協定書	組合、 出資者、 非出資者	■ 事業者の協定違反による違約金の支払い ■ 損害賠償の支払い ■ 事業者の連帯責任を規定	第6条
	8		事業者の出資者や非出資者の責に帰する 事由(契約手続きの未実行、契約内容の 未実行等)により、契約の締結が遅れた 場合	事業開始の遅延等	既存施設の延命費		○	○	○	○		組合に生じた損害の負担	損害賠償の支払いを規定	基本協定書	組合、 出資者、 非出資者	■ 事業者の協定違反による損害賠償の支払い	第5条第3項 第14条
	9	組合、事業者の いずれの責にも よらない場合	法制度の変更、地震等の災害発生により 、本事業の実施が不可能となる場合 議会での未決や未承認となる場合	事業の中止、事業の再構築	既存施設の延命費、事業再構築に係る経 費、事業者の実行済み業務費	○	○	○	○	○		自らの損害の負担	自らの損害の負担	双方が負担する旨を規定	基本協定書	組合、 出資者、 非出資者	■ 契約不成立による各自負担
制度、法改正	10	建設段階のリス ク	法制度・許認可の新設、変更により、事 業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	既存施設の延命費、事業再構築に係る経 費、事業者の実行済み業務費	○					契約の解除 建設工事請負事業者の業務 変更に係る経費を負担		建設工事請負契約	組合、 建設工事請負事業 者	■ 出来形による支払い ■ 損害賠償なし	第59条第3項	
	11		法制度・許認可の新設、変更により、事 業の変更が必要になった場合	工期延長、運営開始の遅延	既存施設の延命費、業務変更に係る経費	○					建設工事請負事業者の業務 変更に係る経費を負担		建設工事請負契約	組合、 建設工事請負事業 者	■ 組合の条件変更による追加費用負担	第24条第2項	
	12	運営段階のリス ク	法制度・許認可の新設、変更により、事 業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	外部へのごみ処理委託費、事業再構築に 係る経費、事業者の実行済み業務費	○					契約の解除 運営事業者、処理残渣等運 搬事業者、資源化等処理事 業者の業務変更に係る経費 を負担		運営業務委託契約 処理残渣等運搬業務 委託契約 資源化等処理業務委 託契約	組合、 運営事業者 処理残渣等運搬事 業者 資源化等処理事業 者	■ (契約解除は不可抗力に準ずる) ■ 実施業務分の支払い ■ 損害賠償なし	【運営】 第32条第4項、第41条 【運搬】 第28条第6項、第36条 【資源化等】 第27条第6項、第35条	
	13		法制度・許認可の新設、変更により、事 業の変更が必要になった場合	運営休止、事業内容の変更	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係 る経費	○					運営事業者、処理残渣等運 搬事業者、資源化等処理事 業者の業務変更に係る経費 を負担		運営業務委託契約 処理残渣等運搬業務 委託契約 資源化等処理業務委 託契約	組合、 運営事業者 処理残渣等運搬事 業者 資源化等処理事業 者	■ 組合の法令変更による追加費用負担	【運営】 第32条第3項 【運搬】 第28条第1項 【資源化等】 第27条第1項	
税制	14	建設段階のリス ク	税制度の変更等により、建設工事請負事 業者における税負担が変動する場合		税負担の増加	○					建設工事請負事業者の業務 変更に係る経費を負担		建設工事請負契約 入札説明書	組合、 建設工事請負事業 者	■ 組合の条件変更による追加費用負担 ■ (消費税は法令に従い適切に取り扱う)	【建設】 第24条第2項 【入札説明】 P30 III-13-(6)	
	15	運営段階のリス ク	税制度の変更等により、運営事業者、処 理残渣等運搬事業者、資源化等処理事業 者における税負担が変動する場合		税負担の増加	○					運営事業者、処理残渣等運 搬事業者、資源化等処理事 業者の業務変更に係る経費 を負担		運営業務委託契約 入札説明書 処理残渣等運搬業務 委託契約 資源化等処理業務委 託契約	組合、 運営事業者 処理残渣等運搬事 業者 資源化等処理事業 者	■ 組合の条件変更による追加費用負担 ■ (消費税は法令に従い適切に取り扱う)	【運営】 第32条第3項 【運搬】 第28条第1項 【資源化等】 第27条第1項 【入札説明】 P30 III-13-(6)	
	16		運営事業者、処理残渣等運搬事業者、資 源化等処理事業者の利益に課される税 (法人税等)の負担が変動する場合		税負担の増加			○	○	○	運営事業者、処理残渣等運 搬事業者、資源化等処理事 業者が税制変更に係る追加 経費を負担	運営事業者、処理残渣等運 搬事業者、資源化等処 理事業者が負担する旨を 規定	運営業務委託契約 処理残渣等運搬業務 委託契約 資源化等処理業務委 託契約	組合、 運営事業者 処理残渣等運搬事 業者 資源化等処理事業 者	■ 事業者の税制変更による追加費用負担	【運営】 第32条第3項 【運搬】 第28条第1項 【資源化等】 第27条第1項	
物価変動	17	建設段階のリス ク	物価変動により、建設費が変動する場合		物価変動費	○	△				物価変動費を負担	一定の範囲内は負担	見直しルールを規定	建設工事請負契約	組合、 建設工事請負事業 者	■ 見直しルールを規定 ※残工事代金額の1,000分の15を超える額	第31条
	18	運営段階のリス ク	物価変動により、運営費が変動する場合		物価変動費	○		△			物価変動費を負担	一定の範囲内は負担	見直しルールを規定	運営業務委託契約	組合、 運営事業者	■ 見直しルールを規定 ※固定費及び変動費単価の1,000分の15を 超える額	第27条、別紙5
	19		物価変動により、処理残渣の運搬費、資 源化費が変動する場合		物価変動費	○			△	△	物価変動費を負担	一定の範囲内は負担	見直しルールを規定	処理残渣等運搬業務 委託契約 資源化等処理業務委 託契約	組合、 処理残渣等運搬事 業者 資源化等処理事業 者	■ 見直しルールを規定 ※固定費及び変動費単価の1,000分の15を 超える額	【運搬】 第27条、別紙3 【資源化等】 第26条、別紙3
金利変動	20	金利上昇に伴うコストの増大となる場合		金利変動費	○						金利変動費を負担		-	-		■ (起債の金利変動は組合が負う)	-
政治	21	建設段階のリス ク	組合の政策方針の転換、財政破綻等により 、事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	既存施設の延命費、事業再構築に係る経 費、事業者の実行済み業務費	○					契約の解除 建設工事請負事業者の業務 変更に係る経費を負担		建設工事請負契約	組合、 建設工事請負事業 者	■ 組合の都合による契約解除 ■ 出来形による支払い ■ 損害賠償の支払い	第59条	
	22		組合の政策方針の転換等により、事業の 変更が必要になった場合	工期延長、運営開始の遅延	既存施設の延命費、業務変更に係る経費	○					建設工事請負事業者の業務 変更に係る経費を負担		建設工事請負契約	組合、 建設工事請負事業 者	■ 組合の条件変更による追加費用負担 ■ 組合の条件変更による損害賠償の支払い	第24条第1項	
	23	運営段階のリス ク	組合の政策方針の転換、財政破綻等により 、事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	外部へのごみ処理委託費、事業再構築に 係る経費、事業者の実行済み業務費	○					契約の解除 運営事業者、処理残渣等運 搬事業者、資源化等処理事 業者の業務変更に係る経費 を負担		運営業務委託契約 処理残渣等運搬業務 委託契約 資源化等処理業務委 託契約	組合、 運営事業者 処理残渣等運搬事 業者 資源化等処理事業 者	■ 組合の都合による契約解除 ■ 実施業務分の支払い ■ 損害賠償の支払い	【運営】 第36条第1項 【運搬】 第31条第1項 【資源化等】 第30条第1項	
	24		組合の政策方針の転換等により、事業の 変更が必要になった場合	運営休止、事業内容の変更	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係 る経費	○					運営事業者、処理残渣等運 搬事業者、資源化等処理事 業者の業務変更に係る経費 を負担		運営業務委託契約 処理残渣等運搬業務 委託契約 資源化等処理業務委 託契約	組合、 運営事業者 処理残渣等運搬事 業者 資源化等処理事業 者	■ 組合の条件変更による追加費用負担 ■ 組合の条件変更による損害賠償の支払い	【運営】 第14条、第39条第1項 【運搬】 第38条第1項 【資源化等】 第37条第1項	

事業リスクに係るリスク抽出シート

○は主たるリスク、
△は従たるリスクを示

項目	No.	リスクの内容				組合	事業者				組合が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するものを担保する方法(組合での対応策)	対象となる契約等	契約などの当事者	契約等を含む内容	適用箇所	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項	想定される事業推進への影響	発生する経費	組合		建設請負	運営	残渣等運搬	資源化等処理								
不可抗力	25	建設段階のリスク	大規模災害による損害が大きく、事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	既存施設の延命費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費	○						契約の解除 建設工事請負事業者の業務変更に係る経費を負担		建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	■ 出来形による支払い ■ 損害賠償なし	第59条第3項	
	26		大規模災害による損害が発生し、修復のために遅延が発生する場合	工期延長、運営開始の遅延	災害復旧費、既存施設の延命費、業務変更に係る経費	○	△					災害復旧費を負担 建設工事請負事業者の業務変更に係る経費を負担	修復に要する費用の1%を建設工事請負事業者が負担する旨を規定	建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	■ 組合は請負代金額の100分の1を超える額を負担	第35条	
	27	運営段階のリスク	大規模災害による損害が大きく、事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	外部へのごみ処理委託費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費	○						契約の解除 運営事業者、処理残渣等運搬事業者、資源化等処理事業者の業務変更に係る経費を負担		運営業務委託契約 処理残渣等運搬業務委託契約 資源化等処理業務委託契約	組合、運営事業者 処理残渣等運搬事業者 資源化等処理事業者	■ 不可抗力等による契約解除 ■ 実施業務分の支払い ■ 損害賠償なし	【運営】 第34条第4項、第41条 【運搬】 第29条第2項、第36条 【資源化】 第28条第2項、第35条	
	28		大規模災害による損害が発生し、修復のために遅延が発生する場合	運営休止、事業内容の変更	災害復旧費、外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費	○		△	△	△		災害復旧費を負担 運営事業者、処理残渣等運搬事業者、資源化等処理事業者の業務変更に係る経費を負担	年間委託費の1%を運営事業者、処理残渣等運搬事業者、資源化等処理事業者が負担する旨を規定	運営業務委託契約 処理残渣等運搬業務委託契約 資源化等処理業務委託契約	組合、運営事業者 処理残渣等運搬事業者 資源化等処理事業者	■ 組合は年度委託費の100分の1を超える額を負担	【運営】 第34条、別紙6 【運搬】 第30条第1項 【資源化】 第29条第1項	
住民対応	29	建設段階のリスク	事業者の責によらない場合	事業の実施そのものに対する住民反対等が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延 事業内容の変更	○						建設工事請負事業者の業務変更に係る経費を負担		建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	■ 組合の責任及び費用での対応・解決	第25条第2項	
	30		事業者の責による場合	工事計画の不備等により住民よりクレームがあった場合	工期延長、運営開始の遅延 事業内容の変更		○						建設工事請負事業者の業務変更に係る経費を負担	追加費用の負担を規定	建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	■ 事業者の責任及び費用での対応・解決	第25条第3項
	31	運営段階のリスク	事業者の責によらない場合	事業の実施そのものに対する住民反対等が発生した場合	運営休止、事業内容の変更	○							運営事業者の業務変更に係る経費を負担		運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 組合の責任及び費用での対応・解決	第12条第2項
	32		事業者の責による場合	運営計画の不備等により住民よりクレームがあった場合	運営休止、事業内容の変更			○					運営事業者の業務変更に係る経費を負担	追加費用の負担を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 事業者の責任及び費用での対応・解決	第12条第3項
第三者賠償	33	建設段階のリスク	事業者の責によらない場合		第三者賠償	○						第三者賠償を負担		建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	■ 組合の責めによる第三者損害賠償の支払い	第34条	
	34		事業者の責による場合	建設に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償	第三者賠償		○						損害の負担	損害賠償を規定	建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	■ 事業者の責めによる第三者損害賠償の支払い	第34条第1項
	35	運営段階のリスク	施設の運営に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償		第三者賠償			○	○	○			損害の負担	損害賠償を規定 第三者賠償責任保険への加入を義務付け	運営業務委託契約 処理残渣等運搬業務委託契約 資源化等処理業務委託契約	組合、運営事業者 処理残渣等運搬事業者 資源化等処理事業者	■ 事業者の責めによる第三者損害賠償の支払い ■ 保険の付保	【運営】第45条、第46条、別紙7 【運搬】 第39条、第40条 【資源化等】 第38条、第39条
許認可取得	36	建設段階のリスク	組合の責による場合	組合が取得すべき許認可手続き等の不備により、遅延が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延	○						建設工事請負事業者の業務変更に係る経費を負担		建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	■ (工期の延長変更) ■ 組合の責めによる追加費用負担 ■ 組合の責めによる損害賠償の支払い	第27条第2項	
	37		事業者の責による場合	建設工事請負事業者が取得すべき許認可手続き等の遅延、組合の行う申請・届出等で、建設工事請負事業者が作成する資料等の不備等により遅延が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延		○						組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	■ (工期の延長変更) ■ 事業者の責めによる損害賠償の支払い	第54条第1項
	38	運営段階のリスク	組合の責による場合	組合が取得すべき許認可手続き等の不備により、遅延が発生した場合	運営開始の遅延	○							事業者の実行済み費用(損害)の負担		運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 組合の責めによる損害賠償の支払い	第43条第1項
	39		事業者の責による場合	運営事業者が取得すべき許認可手続き等の遅延、組合の行う申請・届出等で、運営事業者が作成する資料等の不備等により、遅延が発生した場合	運営開始の遅延			○					組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 事業者の責めによる損害賠償の支払い	第43条第2項
40		処理残渣等運搬事業者、資源化等処理事業者の廃掃法に基づく業の許可が取り消された場合	事業の停滞、事業の再構築	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費			△	○	○			組合に生じた損害の負担 代替事業者の提案	生じた損害を負担する旨を規定 運営事業者は、組合に代替事業者を提案	処理残渣等運搬業務委託契約 資源化等処理業務委託契約	組合、 処理残渣等運搬事業者 資源化等処理事業者 運営事業者 出資者 非出資者	■ 事業者の契約違反による契約解除 ■ 契約違反による違約金の支払い ■ 損害賠償の支払い ■ 代替事業者の提案	【運搬】 第31条第2項、第33条 【資源化】 第30条第2項、第32条	

事業リスクに係るリスク抽出シート

○は主たるリスク、
△は従たるリスクを示

項目	No.	リスクの内容			組合	事業者				組合が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するものを担保する方法(組合での対応策)	対象となる契約等	契約などの当事者	契約等を含む内容	適用箇所
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項	想定される事業推進への影響	発生する経費		建設請負	運営	残渣等運搬	資源化等処理							
工事費増大	64	組合の責による場合	組合の条件変更等により、工事費の増加が発生した場合	建設工事請負事業者の業務変更に係る経費	○					建設工事請負事業者の業務変更に係る経費を負担		建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	■ 組合の条件変更による追加費用負担 ■ 組合の条件変更による損害賠償の支払い	第24条第1項	
	65		調査、工事に係る事故が発生した場合	復旧費	○					復旧費を負担		建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	■ (事業者は臨機の措置をとる) ■ 組合の責めによる費用負担	第32条	
	66	事業者の責による場合	組合の責によらず工事費の増加が発生した場合	建設工事請負事業者の業務変更に係る経費		○					増額分を負担	建設工事請負事業者の責任の旨を規定	建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	■ 工事目的物の引渡し前の一般的損害の負担	第33条
	67		調査、工事に係る事故が発生した場合	復旧費		○					復旧費を負担	建設工事請負事業者の責任の旨を規定	建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	■ (事業者は臨機の措置をとる) ■ 事業者の責めによる費用負担	第32条
試運転、引渡性能試験	68	組合の責による場合	試運転、引渡性能試験に要するごみの供給量不足等が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延	○					既存施設の延命費、事業者の業務費(増加分)	建設工事請負事業者の業務変更に係る経費を負担		建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	■ (工期の延長変更) ■ 組合の責めによる追加費用負担 ■ 組合の責めによる損害賠償の支払い	第27条第2項
	69	事業者の責による場合	試運転、引渡性能試験の結果、契約で規定した要求水準等に未達の場合	工期延長、運営開始の遅延		○				既存施設の延命費、事業者の業務費(増加分)	組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	■ (直ちに補修) ■ (工期の延長変更) ■ 事業者の責めによる損害賠償の支払い	第39条第6項 第54条第1項
	70		重大なかしが発見された場合	工期延長、運営開始の遅延		○				既存施設の延命費、事業者の業務費(増加分)、復旧費	組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	建設工事請負契約	組合、建設工事請負事業者	■ (直ちに補修) ■ (工期の延長変更) ■ 事業者の責めによる損害賠償の支払い	第52条第1項 第54条第1項
3. 運営段階																
ごみ量、ごみ質の変動	71	実処理量と計画ごみ量との変動が生じた場合のコスト変動		用役費の増加 処理残渣等運搬費用、資源化費用増加	○					増減分を負担		運営業務委託契約 処理残渣等運搬業務委託契約 資源化等処理業務委託契約	組合、運営事業者 処理残渣等運搬事業者 資源化等処理事業者	■ 変動費の処理単価をもって変動費を算定 ■ 組合の条件変更による損害賠償の支払い	【運営】 第26条第2項、別紙4 【運搬】 第26条第2項、別紙2 【資源化等】 第25条第2項、別紙2	
	72	搬入する一般廃棄物等のごみ質が、契約に規定する範囲内で変動した場合		用役費の増加			○	○		増減分を負担	運営事業者の責任の旨を規定	運営業務委託契約 資源化等処理業務委託契約	組合、運営事業者 資源化等処理事業者	■ (計画ごみ質の範囲内に限り、事業者は委託費の変更を請求できない)	【運営】 別紙4 【資源化等】 第24条第1項	
	73	搬入するごみ質が、契約に規定する以上に著しく変動した場合のコスト変動		用役費の増加 修繕費	○					増減分を負担	協議を規定	協議を規定	運営業務委託契約 処理残渣等運搬業務委託契約 資源化等処理業務委託契約	組合、運営事業者 処理残渣等運搬事業者 資源化等処理事業者	■ 別段の定めがある場合を除き、組合が負担 ■ 組合が合理的と判断した上で負担 ■ (協議の上、追加的費用を負担)	【運営】 第28条第3項、第29条 【運搬】 第25条第3項 【資源化等】 第24条第2項
	74	災害廃棄物等により、ごみ質・ごみ量が変動した場合のコスト		用役費の増加	○					増減分を負担(一定以上)	一定の範囲の増減分を負担	協議を規定	協議を規定	運営業務委託契約 処理残渣等運搬業務委託契約 資源化等処理業務委託契約	組合、運営事業者 処理残渣等運搬事業者 資源化等処理事業者	■ 組合が合理的と判断した上で負担 ■ (協議の上、追加的費用を負担)
搬入禁止物混入	75	事業者の注意義務違反の場合	運営休止(故障)	外部へのごみ処理委託費、復旧費			○			ごみ処理費、復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 事業者の責めによる費用負担	第28条第1項	
	76	事業者の注意義務違反の場合を除く	運営休止(故障)	外部へのごみ処理委託費、復旧費	○					ごみ処理費、復旧費を負担		運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 組合の責めによる追加費用負担	第28条第2項	
性能未達	77	事業者の責による場合	施設が契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合のリスク	要監視基準値の未達成	調査費、改善費			○		調査費、改善費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ (事業者は原因究明、補修改善等を行う)	第21条、第28条第1項	
	78		停止基準値の未達成	運営休止、事業内容の変更	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費			○		ペナルティの設定	ペナルティルールを規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ (事業者は原因究明、補修改善等を行う) ■ ペナルティによる減額	第22条、第28条	
	79		要求水準の未達成	運営休止、事業内容の変更	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費			○		ペナルティの設定	ペナルティルールを規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ (事業者は原因究明、補修改善等を行う) ■ (猶予期間を与える) ■ ペナルティによる減額	第23条、第28条	
	80	組合の責による場合	性能の未達成が不可抗力、計画ごみ量・計画ごみ質からの逸脱により発生した場合	運営休止、事業内容の変更	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費	○				調査費、改善費を負担			運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 別段の定めがある場合を除き組合が負担	第28条第2項
	81		性能の未達成が組合の条件変更等により発生した場合	運営休止、事業内容の変更	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費	○				改善費を負担			運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 必要に応じた委託費の変更 ■ 組合の責めによる損害賠償の支払い	第23条第5項
	82	事業者(建設工事請負事業者)の責による場合	性能の未達成が施設設計・施工のかしにより発生した場合	運営休止、事業内容の変更	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費			○		改善費を負担	調査費、改善費を負担	建設工事請負事業者の責任の旨を規定	運営業務委託契約 建設工事請負契約	組合、運営事業者 建設工事請負事業者	■ (事業者は原因究明、補修改善等を行う) ■ (建設工事請負事業者の責めに帰すべき設計又は施工のかしに起因する場合は責めを負わない) ■ かしを請求 ■ 事業者の責めによる損害賠償の支払い	第28条第1項 第52条
施設破損	83	事故、火災等による本施設の修復等にかかるコスト増大	運営休止(故障)、修繕	外部へのごみ処理委託費、復旧費			○			ごみ処理費、復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ (事業者は臨機の措置をとる) ■ 事業者が通常予測し、対処できる事由は事業者が負担	第25条	
	84	事業者の使用者(第三者等を含む)による本施設の破損に伴うコスト増大	運営休止(故障)、修繕	外部へのごみ処理委託費、復旧費			○			ごみ処理費、復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ (第三者の使用は事業者の責任及び費用において行い、当該第三者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰す)	第7条第4項、第5項	
	85	外部者(第三者)による本施設の破損に伴うコスト増大	運営休止(故障)、修繕	外部へのごみ処理委託費、復旧費	○					ごみ処理費、復旧費を負担			運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ (事業者は臨機の措置をとる) ■ 事業者が通常予測し、対処できる事由以外は組合が負担	第25条
	86	処理残渣等運搬時に交通事故(物損、人損)、廃棄物の道路等への飛散が発生した場合	事業の停滞	外部へのごみ処理委託費				○		対応費用を負担(保険への加入)	処理残渣等運搬事業者の責任の旨を規定	処理残渣等運搬業務委託契約	組合、処理残渣等運搬事業者	■ (事業者は臨機の措置をとる) ■ 事業者の責めによる対応 ■ (保険の付与)	第22条、第40条	
	87	資源化等処理事業者の施設・設備の故障等による廃棄物受入の停滞が発生した場合	事業の停滞	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費				○	○	組合に生じた損害の負担 代替事業者の提案	生じた損害を負担する旨を規定 運営事業者は、組合に代替事業者を提案	資源化等処理業務委託契約	組合、資源化等処理事業者 運営事業者 出資者 非出資者	■ 追加費用の負担 ■ 代替事業者の提案	第21条	

事業リスクに係るリスク抽出シート

○は主たるリスク、
△は従たるリスクを示

項目	No.	リスクの内容			組合	事業者				組合が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するものを担保する方法(組合での対応策)	対象となる契約等	契約などの当事者	契約等を含む内容	適用箇所
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項	想定される事業推進への影響	発生する経費		建設請負	運営	残渣等運搬	資源化等処理							
維持管理運営コスト増大	88	組合の条件変更等により、運営費の増加が発生した場合		運営事業者の業務変更に係る経費	○					運営事業者の業務変更に係る経費を負担			運営業務委託契約	組合、運営事業者	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じた委託費の変更 組合の責めによる損害賠償の支払い 	第14条
	89	組合の責によらず運営費、処理残渣等運搬費、資源化等処理費の増加が発生した場合		運営事業者、処理残渣等運搬事業者、資源化等処理事業者の業務変更に係る経費			○	○	○		増減分を負担	運営事業者、処理残渣等運搬事業者、資源化等処理事業者の責任の旨を規定	運営業務委託契約 処理残渣等運搬業務委託契約 資源化等処理業務委託契約	組合、運営事業者 処理残渣等運搬事業者 資源化等処理事業事業者	<ul style="list-style-type: none"> (事業者は業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定める) 別段の定めがある場合を除き、受注者は何らの支払いも請求できない 	【運営】 第26条第2項 【運搬】 第26条第2項 【資源化等】 第25条第2項
技術革新	90	技術の陳腐化による施設・設備等の更新コスト、新技術採用のためのコスト増大			○		○	○	○	(組合と運営事業者の協議による)			運営業務委託契約 処理残渣等運搬業務委託契約 資源化等処理業務委託契約	組合、運営事業者 処理残渣等運搬事業者 資源化等処理事業事業者	<ul style="list-style-type: none"> (組合又は事業者は計画を提案できる) 組合と事業者は費用負担について協議 	【運営】 第47条 【運搬】 第24条 【資源化等】 第22条
売電収入の変動	91	法令変更や物価変動による売電単価の金額減少		売電収入の減少	○					減額分を負担			運営業務委託契約	組合、運営事業者	<ul style="list-style-type: none"> 費用の増減は組合の収入/負担。 	【運営】 別紙5
	92	搬入する一般廃棄物等のごみ質・ごみ量の変動による売電収入の変動		売電収入の減少	○					減額分を負担			運営業務委託契約	組合、運営事業者	<ul style="list-style-type: none"> 費用の増減は組合の収入/負担。 	【運営】 別紙4
	93	汚泥再生処理センターでの使用量増大による売電収入の変動		売電収入の減少	○					減額分を負担			運営業務委託契約	組合、運営事業者	<ul style="list-style-type: none"> 使用分を精算 	【運営】 別紙4
	94	事業者の事由(運転)による売電収入の変動リスク		売電収入の減少			○				増減分を負担	(売電収入は運営事業者に帰属する)	入札説明書	組合、運営事業者	<ul style="list-style-type: none"> (売電収入は運営事業者に帰属する) 	【入札説明書】 P7 II-10-2- (5)
4. 事業終了時																
施設の性能確保	95	事業終了時における施設の性能確保	事業終了の遅延、事業内容の変更	遅延期間に係る維持管理運営費または外部へのごみ処理委託費、復旧費			○				復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の責めによる費用負担 (事業者は、事業期間終了後1年の間に、事業者の責めに帰すべき事由に起因する性能未達成が発生した場合には、改修等必要な対応を行う) 	第42条第8項
事業終了時の諸手続に係るコスト増大	96	引継ぎ資料の不備、後任事業者への教育の不備、諸手続の遅れ等による遅延リスク	事業終了の遅延、事業内容の変更	遅延期間に係る維持管理運営費または外部へのごみ処理委託費			○				組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の責めによる費用負担 	第42条第5項
	97	事業終了時の諸手続遅れ、後任事業者の選定の遅れ等の組合の事由によるコスト増大		運営事業者の業務変更に係る経費	○					運営事業者の業務変更に係る経費を負担			運営業務委託契約	組合、運営事業者	<ul style="list-style-type: none"> 組合の責めによる追加費用負担 	第42条第6項